

# 令和3年度 事業報告書

社会福祉法人 洗心和合会

児童養護施設 洗心寮

## 事業報告の概要

### 1. 施設運営について

#### 1 職員の職員配置基準について

洗心寮本体施設の職員の配置基準に関して年度当初において、職員配置最低基準において加算上限の4:1で予算を作成。年度中にて、保育士等3名、心理職1名の産休及び育児休業取得申請。また、長期の休養者2名が発生。地域小規模児童養護施設職員も含まれるために本体施設からのサポート職員対応及び、求人を募集するが保育士等の慢性的な人不足にて新規採用が難航。求人を掛けながら契約社員にて対応。年度中に指導員保育士4名と補助員を1名採用。

契約職員の契約期間中及び年度中の年少時の入所により、職員の配置基準が児童養護施設運営の最低基準の5.5:1となり措置費収入の減少となりました。

次年度に関しまして、職員の配置基準にて4:1となるように人材の確保及び関係機関との報告相談を密に行いながら問題の改善に努めていきます。

#### (1) 地域小規模児童養護施設の「若竹」の円滑な運営

年間を通して、定員内の5名を常時在籍。専任担当職員を3名配置し、本園より副主任職員等のサポートを受けることにより、運営に関して試行錯誤を繰り返し図る。実際、年度途中に地域小規模担当職員の長期休養、出産及び育児の関係等で、専任職員配置の定数を満たすことができていなかった期間が生じた。本体施設からのサポート等により入所児童のケアは継続。

#### (2) ショートステイ事業(子育て短期支援事業等)

令和3年度について、基山町を含む近隣6市町と子育て短期支援事業契約を結ぶ。

##### ① ショートステイ事業実績

久留米市8家庭、小郡市1家庭、鳥栖市1家庭、みやき町1家庭、吉野ケ里町1家庭からの依頼。5市町から、延べ利用人数44名、延べ利用日数81日、児童の短期預かりを行っている。コロナ禍により、2か月程本体施設で受け入れができない期間があったため、実績では例年より受け入れ人数は減少している。

#### (3) 児童中心主義をあげての権利擁護の推進

入所児童の権利やニーズを表明することが難しい場合が多い状況を踏まえ

て職員が代弁・養護する観点から、今年度は CAP 施設内職員研修、生活支援の位置付け等、権利擁護・専門性・児童とのコミュニケーション能力の向上を目指して外部講師を招いて研修を行っています。また、入所児童につきましても CAP 児童プログラムを受けています、CAP プログラムの他・佐賀県版権利ノートに基づいて内容を学び、それぞれが権利ノートを所持している。

#### (4) 小舎制の養育施設として、家庭的支援の研究と実践

高学年の新入所児童を年度途中で迎え入れることで、これまでの生活環境に変化が生じる中、安定した家庭的養育提供を実践。コロナ禍にて、地域行事の取りやめ・地域の方々との繋がるのが難しい状況で、地域の中での職員の役割等、児童福祉施設としてできることを検討。

#### (5) 食育調理研究と実践

従来からの手作りおやつ・各家での児童に対しての調理実習の提供に加えて、地域小規模児童養護施設若竹が完全調理のため、年度当初から若竹職員の調理指導のサポートを行う。食育・食の安全を含めて地域小規模児童養護施設での実践。

#### (6) 心理療法と生活臨床の協同を図る

心理担当職員が産休及び育児休業取得にて年度中から休職、代替職員として臨時にて3名の心理職員を配置して、対象児童のケアに努める。従来より掲げている心理職員と施設職員の協同を図り児童の心身の安定とケア効果の向上を目指す。

対象児童18名に対して、毎週及び隔週にて心理療法を実施。実施した内容について、随時、月2回のケースカンファ・部会を通してアセスメントや情報の共有化を図り、共同して養育にあたっている。

## 2. 佐賀県里親推進について

佐賀県の里親の推進及び里親支援について、里親養育包括支援事業を手掛ける「佐賀県里親支援こねくと」と協同して佐賀県全域の里親推進及び養育支援を行っています。里親支援専門相談員と里親等相談支援員を配置して、東部地域の里親家庭の巡回相談及び新規申込者に対して対応、養育里親に対しての研修等を行っています。コロナ禍で十分な広報活動が行えなかったことを踏まえて、今後の里親普及の啓発活動を重点的に力を入れて行います。

## 3. 佐賀県オレンジリボンたすきりレー事業

近年、児童虐待の増加や子ども虐待にて死亡する事例が発生し社会の大きな問

題となっている。とても悲しいニュースに社会的関心は高まってきているが、その内情や対策は後手に回っている。分離保護が必要な要保護児童を養育している現場である社会的養護機関が今こそ声を上げ協力して社会的認知を目指すオレンジリボン運動を佐賀県内ゾーンニングし啓発を行う。社会的養護機関（地方自治体、社会福祉協議会、子育て支援機関、児童養護施設）と各地域の子ども家庭支援に携わっている人が、こどもハッピーのために一つになる活動を行う。

- ・期 間：令和3年10月25日（月）【里親制度普及月間】～  
11月5日（金）【子ども虐待防止月間】迄

- ・主 催：佐賀県児童養護施設協議会

テーマ

- (1) 子どもの明るい未来を保証する
- (2) 子どもへの虐待を防止する
- (3) 他機関が一つにまとまる

趣旨

- (1) 子どもが最優先（チャイルドファースト）の社会を目指す
- (2) 虐待等の問題は現在の社会を反映しており市民の理解と協力が不可欠である
- (3) 家庭支援の充実を図る。保護者支援と子ども支援には、地域と民間と行政の協力が必要である
- (4) 各機関が役割を果たし連携する。隙間や溝を埋められない等の連携不足（厚生労働省虐待死亡事例検証結果）が指摘されているので、要保護児童対策地域協議会のより一層の充実を図る
- (5) 多機関が一つにまとまる活動が必要である。関係機関と市民向け啓発活動として、実施していく

- ・実施内容：

- ・「子どもハッピーのためにできること、していることはなんですか？」

と質問し、フリップボードに記入

- ・記入してもらったフリップボードを持ち、動画（10秒程度）、写真を撮影する

- ・メッセージを頂いた人の手形、氏名、写真を佐賀県地図の該当地区に掲載する

- ・各ゾーンで撮影したものを編集し、動画を作成し発信（YouTube）する

- ・実施一覧

- ◎メッセージ撮影（動画、写真）

人数：延べ300名以上 動画数190

Instagram：総視聴回数 34021 回 アクセス数 2187 回 フォロワー数 304 名

10月25日（月）より11月5日（金）までの約2週間にかけて佐賀県内各所で啓発活動を行いました。3年目を迎えた今年度は「子どもハッピーのためにできること」と題し、子ども家庭支援のためにして下さっていることを動画と写真でメッセージを頂きました。動画はInstagramに随時あげさせていただき多くの方に閲覧していただくことができました。

今回もグッズ配布を行いオレンジリボン6,000枚以上、缶バッジ300個を配布することができました。3回目の活動も佐賀県児童養護施設協議会の切れ目ない支援をより受けることができました。

また活動後には基山町図書館、鳥栖市社会福祉協議会に啓発で頂いた手形の旗を掲示させて頂きました。ご協力感謝申し上げます。